



大切な命だから考えてみましょう 犬・猫の飼い方・マナー

▶問い合わせ先 町民生活課 生活環境室
☎26-2243 (直通)

愛犬との暮らし方

【散歩のとき】

・リードを使わずに放して散歩させてはいけません。

・長いリードは使わないようにしましょう。急な飛び出し、いたずらも制御することができません。犬を放して運動させたいときは、ドッグランなどを利用しましょう。

・大型犬は必ず制御できる人が散歩させましょう。他人に危害を及ぼすだけでなく、自分が引きずられてケガをしてしまう場合があります。



【フン・おしっこの後始末】

- ・愛犬のフンは持ち帰って処分しましょう。
- ・ペットボトルなどで水を持ち歩き、おしっこは流しましょう。
- ・公共の場はきれいに使用しましょう。



【むだ吠えはやめさせましょう】

番犬だからといって、いつまでも吠えさせていたら近所の迷惑になります。また、愛犬が鳴きやまずに悩んでいる場合は、なぜ鳴くのかその原因を探してみましょう。

【放し飼いは絶対にやめましょう】

散歩の時以外も必ずリードなどでつなぎとめておくか、室内犬は屋外に出ないように柵を作りましょう。放し飼いにすることで、「犬に飛びつかれた」「庭や敷地にフン尿をする」といった苦情が役場に寄せられています。放し飼いは絶対にやめましょう。

愛猫との暮らし方

【室内飼育をしましょう】

猫はエサが充分得られれば、特に広い生活空間は必要としません。現代の交通事情や住宅事情を考えると、猫を外に出すのは危険地帯へ放り出すようなものです。愛猫を守るためにも順応性の高い子猫のうちから室内飼育をはじめましょう。

室内飼育のメリット

1. 事故の防止

交通事故や猫同士の感染症、ケンカ、迷子などを防ぎます。

2. 迷惑の防止

他人の敷地でのフン、おしっこ、鳴き声など近所への迷惑を防ぎます。

3. 繁殖の防止

望まれない妊娠を防ぎます。

CATS!



【不妊・去勢手術】

犬や猫の子どもが増えて困らないように、あらかじめ不妊・去勢手術をしましょう。手術は動物病院で行ってください。手術を行うことで、発情期の鳴き声やマーキングなどの問題行動が少なくなります。



【愛犬・愛猫が迷子になったら】

犬の場合は、首輪の有無、鑑札・狂犬病予防注射済票の有無などを生活環境室と県動物愛護センター北部出張所(☎25-8852)に連絡してください。

猫の場合は、迷子札や首輪に連絡先を記入しておき、保護されたときに飼い主が分かるようにしておきましょう。

また、マイクロチップの埋め込みも身分証明が確実になります。

